

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

附属機関として、自治紛争処理委員を置くこととしました。（第13条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。